

## 「揮発油その他の石油類の数量測定に流量計を使用する場合の取扱いについて」(法令解釈通達)新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>〔器差試験〕</p> <p>2 器差試験の方法等は、次による。</p> <p>(1) 器差試験は次に掲げる者が行う。</p> <p>この場合において、口から二までに掲げる者が行う器差試験については、これらの者の事務所に勤務する計量士が実施するものとする。</p> <p>イ <u>独立行政法人産業技術総合研究所</u></p> <p>口～二 (省 略)</p> <p>(2) 器差試験には、計量法第 103 条((基準器検査の合格条件))第 1 項の規定により基準器検査に合格し、かつ、有効期間内にある基準器(計量法第 136 条((証明書の交付等))第 1 項の規定に基づき特定標準器により校正を受けた計量器(実用標準器)及び基準器検査に準じた試験を受け、かつ、当該試験に合格後 2 年を経過しない口径が 8 センチメートルを超える標準オイルメーターも含む。以下同じ。)を使用する。</p> <p>(注) 「基準器検査に準じた試験」とは、当面、<u>独立行政法人産業技術総合研究所</u>が実施するもの及び標準オイルメーター試験規格(<u>日本計量機器工業連合会規格 JMIF 010-1999</u>)に従って実施するものをいう。</p> <p>(3)～(6) (省 略)</p>	<p>〔器差試験〕</p> <p>2 器差試験の方法等は、次による。</p> <p>(1) 器差試験は次に掲げる者が行う。</p> <p>この場合において、口から二までに掲げる者が行う器差試験については、これらの者の事務所に勤務する計量士が実施するものとする。</p> <p>イ <u>工業技術院計量研究所</u></p> <p>口～二 (省 略)</p> <p>(2) 器差試験には、計量法第 103 条((基準器検査の合格条件))第 1 項の規定により基準器検査に合格し、かつ、有効期間内にある基準器(計量法第 136 条((証明書の交付等))第 1 項の規定に基づき特定標準器により校正を受けた計量器(実用標準器)及び基準器検査に準じた試験を受け、かつ、当該試験に合格後 2 年を経過しない口径が 8 センチメートルを超える標準オイルメーターも含む。以下同じ。)を使用する。</p> <p>(注) 「基準器検査に準じた試験」とは、当面、<u>工業技術院計量研究所</u>が実施するもの及び標準オイルメーター試験規格(<u>日本流量計工業会規格 JMF Standard 1005-1979</u>)に従って実施するものをいう。</p> <p>(3)～(6) (省 略)</p>